

# 令和4年度 国民健康保険料の試算例

夫婦で 1年加入した場合	夫(41歳)	総所得金額等	..... 400万円
	(医療分・後期分・介護分)	旧ただし書所得(※)	..... 357万円
	妻(38歳)	総所得金額等	..... 50万円
	(医療分・後期分)	旧ただし書所得(※)	..... 7万円

(※)旧ただし書所得＝総所得金額等－43万円

## I 医療保険分(すべてのかた)

所得割	夫の旧ただし書所得と 妻の旧ただし書所得の合計		
旧ただし書所得	3,640,000 円	× 0.0588	= 214,032 円 ①
被保険者均等割額	国保加入者人数		
加入者1人につき	2 人	× 24,190 円	= 48,380 円 ②
世帯別平等割			25,980 円 ③
1世帯につき			
医療分の最高限度額は65万円です。			
医療分合計(100円未満切捨て)		①+②+③=	288,300 円

## II 後期高齢者支援金等分(すべてのかた)

所得割	夫の旧ただし書所得と 妻の旧ただし書所得の合計		
旧ただし書所得	3,640,000 円	× 0.0229	= 83,356 円 ①
被保険者均等割額	国保加入者人数		
加入者1人につき	2 人	× 9,090 円	= 18,180 円 ②
世帯別平等割			9,760 円 ③
1世帯につき			
後期高齢者支援金等分の最高限度額は20万円です。			
後期高齢者支援金等分合計(100円未満切捨て)		①+②+③=	111,200 円

## III 介護納付金分(40歳以上64歳未満のかた)

所得割	40歳以上64歳未満の		
旧ただし書所得	3,570,000 円	× 0.0241	= 86,037 円 ①
被保険者均等割額	40歳以上64歳未満の夫のみ		
加入者1人につき	1 人	× 10,960 円	= 10,960 円 ②
世帯別平等割			8,410 円 ③
1世帯につき			
介護納付金分の最高限度額は17万円です。			
介護納付金分合計(100円未満切捨て)		①+②+③=	105,400 円

年度途中加入の場合は、月割計算となります。  
加入月数を入力してください。1年の場合は「12」と入力してください。

加入月数	12 月	加入月数	
Iの合計	288,300 円	× 12 月 / 12	= 288,300 円【1】
IIの合計	111,200 円	× 12 月 / 12	= 111,200 円【2】
IIIの合計	105,400 円	× 12 月 / 12	= 105,400 円【3】

夫婦2人で国民健康保険に加入した場合の年間保険料

【1】+【2】+【3】の合計 **504,900 円**